

コミュニティFM放送局と非常災害放送協定を締結
～災害時における正確で迅速な情報の提供に向けて～

静岡国道事務所と県内のコミュニティFM4局は、災害時において正確な情報を迅速かつ的確に多くの地域住民・道路利用者へ伝えるため、災害又は事故等における情報の提供に関し、「災害時における非常災害放送に関する協定」を下記の通り締結しました。

協定のポイント

◆協定による効果(メリット)

【道路利用者】

FMラジオは全てのドライバーが”いつでも・どこでも”簡単に情報を得られます。

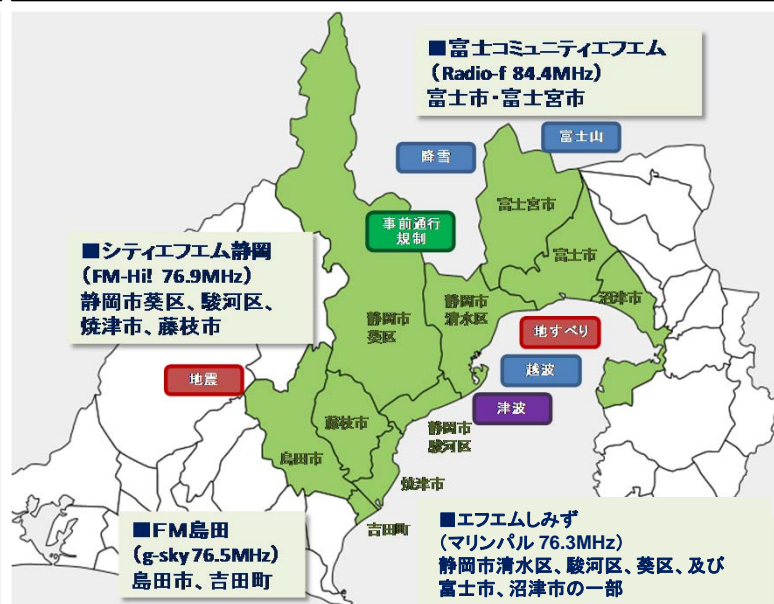
【FM放送局】

災害時には**地域住民が最も必要とする**情報の提供が可能になります。

【道路管理者】

放送エリアが棲み分けされており、**地域に密着した情報提供が可能**になります。
道路情報板などではカバーできない道路利用者への情報提供が可能になります。

コミュニティFM4局の放送カバーエリア(概略)



協定書締結式の概要

1. 日時：平成27年2月3日 13:15～
2. 場所：静岡国道事務所 2階会議室
3. 締結者

国土交通省 静岡国道事務所
エフエムしみず-(マリンパル 76.3MHz)
シティエフエム静岡-(FM-Hi! 76.9MHz)
富士コミュニティエフエム-(Radio-f 84.4MHz)
FM島田-(g-sky 76.5MHz)

※県内のコミュニティFM4局と協定締結しました。

協定締結後の写真



本協定の締結により、所管する道路の災害時及び事故発生時の被災状況や交通障害、通行可否情報などを迅速かつ正確に伝えることが可能となり、地域住民や道路利用者の安全・安心の確保及び秩序の維持に寄与することが期待されます。